

平成29年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ながうらの郷	社会福祉法人 豊聖福祉会	平成29年10月13日 実地		なし	
2	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) こすど蒼丘の里	社会福祉法人 中瀬原福祉会	平成29年10月16日 実地		なし	
3	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 花見の里	社会福祉法人 新潟南福祉会	平成29年10月18日 実地		なし	
4	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 虹の里 社会福祉法人 新潟南福祉会	社会福祉法人 新潟南福祉会	平成29年10月20日 実地	会計	計算書類の注記事項について、法人全体のものがありませんでした。会計基準第29条に基づき、法人全体及び各拠点ごとの計算書類の注記事項を適正に作成してください。	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(一部改正)」をもとに法人全体の計算書類の注記事項を作成しました。
5	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 中之口愛宕の園	社会福祉法人 愛宕福祉会	平成29年10月23日 実地		なし	
6	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ばんだい桜園	社会福祉法人 にいがた寿会	平成29年10月24日 実地		なし	
7	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 社会福祉法人 ジェロントピア新潟	社会福祉法人 ジェロントピア新潟	平成29年10月26日 実地	法人	評議員、監事の選任について、就任の意思承諾を示した書類を確認できない事例がありました。就任の意思を確認するために必要な書類ですので、厚生労働省通知「平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)」に基づき、当該評議員らから就任承諾書を徴取してください。	現在はファイルに入れて管理済み。
				法人	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、基本財産として定款に記載されていない建物がありました。定款38条の規定に基づき、定款の変更を行い、当該不動産を基本財産として定款に記載してください。	平成30年度の評議員会で変更予定。
				法人	定款施行細則について、改正社会福祉法及び現行の定款に基づき改訂してください。	平成30年3月28日の理事会にて決議、制定。
				会計	貸借対照表に記載する金額は、会計基準省令第2条の3に基づき、1円単位をもって表示してください。	会計ソフトの表示形式を次年度より変更。
8	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 山王苑にいがた	社会福祉法人 茨塚福祉会	平成29年10月27日 実地		なし	
9	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 短期入所生活介護事業所 はさぎの里 老人短期入所事業はさぎの里	社会福祉法人 秋葉福祉会	平成29年10月30日 実地		なし	

平成29年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
10	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	なぎさの里	平成29年10月31日	法人	評議員会の招集通知には、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法第181条第1項に基づき議案を記載してください。	評議員会の招集通知に、議案を記載しました。
	社会福祉法人	厚生福祉会		会計	経理規程について、第60条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の認定を得、原則として評議員会の承認を得たうえで確定する。」とありましたが、社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	平成30年4月1日付で経理規程を変更しました。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームなぎさの里	実地	法人	現況報告書及び計算書類については、社会福祉法第59条の2に基づき、インターネットを利用して公表してください。	公表しました。
11	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ソフィア輝	平成29年11月2日	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録を確認した限り、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	今後は議事録に詳細に明記する。
	社会福祉法人	常陽会		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	平成30年3月30日 2名の監事から同意書を取り付ける。
	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護施設ソフィア輝	実地	法人	理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準並びに理事及び監事の報酬等の額について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項及び定款第33条第2項の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準並びに理事及び監事の報酬等の額について、評議員会で決議してください。	平成30年6月26日の定時評議員会で決議する。
				法人	報酬総額の公表について、平成29年度社会福祉法人現況報告書において理事の報酬総額が零となっており実態が反映されていませんでした。社会福祉法第59条の2第1項第3号の規定に基づき、同報告書において理事の報酬総額を公表してください。	平成29年12月11日、訂正し新潟市へ報告済み。
				法人	事業報告について、平成29年6月27日の定時評議員会において、事業報告が行われた記載が議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の30第3項及び定款第33条第2項の規定に基づき、事業報告の内容は定時評議員会に報告するとともに、その旨議事録に明記してください。	平成29年12月19日の評議員会で報告済み。
				法人	理事会の決議事項について、利益相反取引(理事長が代表を務める株式会社から施設で提供のお米を購入、理事長個人所有の不動産の法人への賃借等)の事前承認が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条及び第92条第2項に基づき、理事が利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるとともに、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告してください。またその旨を議事録に明記してください。	平成29年12月19日の理事会で報告、承認済み。
				法人	理事会議事録について、平成29年6月2日の理事会議事録において理事長及び理事の中から指名された議事録署名人名2名が記名押印していませんでした。社会福祉法第45条の14第6項及び定款第28条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	今後は、理事長、監事とする。
				法人	会計監査人の報酬の決定について、定款に定める手続を経ていませんでした。社会福祉法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条及び定款第22条第2項の規定に基づき、会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定めてください。	平成30年6月11日の理事会にて定める。
				会計	計算書類の注記事項について、関屋拠点で国庫補助金を含む固定資産の除却があつたにも関わらず、「基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合にはその旨、その理由及び金額」の欄に記載がありませんでした。また「担保に供している資産」の欄において、普通預金100,000,000円であるにも関わらず定期預金1,000,000,000円と記載されました。会計基準法令第29条第1項の規定に基づき、計算書類の金額と一致させてください。	理事長から承認後、決算書類の注記事項を平成29年12月9日に差し替え済み。
				会計	貸借対照表及び財産目録の表示について、定款に定める基本財産の一部がその他の固定資産として、基本財産以外の資産の一部が基本財産として計上されていました。会計基準法令第2条第1号及び運用留意の貸借対照表勘定科目の説明における(基本財産)欄に基づき、貸借対照表及び財産目録の表示を定款と合わせてください。	今年度(H29年度)決算伝票にて平成30年3月31日付で正しい科目に振替を行った。
12	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	新潟北愛宕の園	平成29年11月7日	なし		
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ新潟北愛宕の園		実地		
13	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	河渡の郷	平成29年11月9日	法人	評議員会の決議について、定時評議員会を開催した際、書面による意思表示をした評議員を出席者として決議を行っていました。決議は、社会福祉法第45条の9第6項の規定に基づき、議決に加わることができる評議員が出席し、その過半数をもって行ってください。また、書面での意思表示したとしても出席とは認められませんので、欠席として扱ってください。	平成29年12月22日の評議員会で過半数の決議をもって追認しました。
	社会福祉法人	河渡の郷福祉会		法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	平成29年12月22日の評議員会で各候補者ごとに過半数の決議をもって追認しました。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ河渡の郷	実地	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事3名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	同意書を徴取しました。
				法人	監事の理事会への出席について、平成29年度において3回連続して欠席していませんでした。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。	今後は欠席が続かないようにします。

平成29年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
				法人	理事の報酬等の額が、評議員会の決議によって定められていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条の規定に基づき、理事の報酬等の額は評議員会の決議により定めてください。	追認しました。
				法人	役員退職慰労金規程(報酬の一部)について、評議員会の承認を得ていませんでした。社会福祉法第45条の35第1項及び第2項の規定に基づき、評議員会の承認を受けてください。	追認しました。
				法人	理事会の決議について、書面による意思表示をした理事を出席者として決議を行っていましたが、決議は、社会福祉法第45条の14第4項の規定に基づき、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行ってください。また、書面で意思表示したとしても出席とは認められませんので、欠席として扱ってください。	今後は書面出席をしません。
				法人	平成29年6月24日開催の理事会において理事長の職務代理者の指名を行っていますが、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできませんので、無効です。職務代理者の指名は行わないでください。	今後は職務代理は行いません。
				法人	定款細則について、改正社会福祉法及び現行の定款に基づき改訂してください。	平成29年12月22日に定款細則を改正しました。
				法人	理事会議事録について、平成29年5月27日・6月24日開催の理事会議事録において理事長及び理事の中から指名された議事録署名人2名が記名押印していませんでした。社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	今後は議事録署名は定款の通りとします。
				法人	現況報告書について、社会福祉法第59条の2及び社会福祉法施行規則第10条の規定に基づき、インターネットを利用して公表してください。	これから整備します。
				会計	経理規程について、改正社会福祉法及び現行の定款に沿って改訂してください。	平成29年12月22日に経理規程を改正しました。
				会計	計算書類の注記事項について、法人全体分しか作成していませんでした。会計基準第29条第4項の規定に基づき、各拠点毎に作成してください。また、注記事項の「基本財産の増減の内容及び金額」7「基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しに係る項目」が記載されていませんでしたので、もれなく記載してください。	29年度決算では改善します。
				会計	財産目録の様式が従来そのまま作成されていました。財産目録は、会計基準第31条及び「会計基準の運用上の取り扱い」別紙4に基づき作成してください。	29年度決算では改善します。
短期	人員基準及び勤務体制の確保について、事業所の従業者ではない近隣整骨院の柔道整復師によって機能訓練の提供が行われていました。新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第148条及び第179条第3項の規定に基づき、管理者の指揮命令下にある機能訓練指導員1人以上を配置したうえで機能訓練を行ってください。	平成29年11月10日づけて配置しました。				
14	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 短期入所生活介護事業所	風の笛 ショートステイ風の笛	社会福祉法人 亀田柳声活会	平成29年11月13日 実地	なし	
15	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 短期入所生活介護事業所	白根そよ風の杜 特別養護老人ホーム白根そよ風の杜	社会福祉法人 勇樹会	平成29年11月14日 実地	なし	
16	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 社会福祉法人 短期入所生活介護事業所	かんばらの里 秋葉福祉会 老人短期入所事業かんばらの里	社会福祉法人 秋葉福祉会	平成29年11月16日 実地	なし	
17	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 短期入所生活介護事業所	なかかんの里 特別養護老人ホームなかかんの里	社会福祉法人 中蒲原福祉会	平成29年11月17日 実地	なし	